令和六年十一月二十九日（号外第二百七十七号）文部科学省告示第百六十一号（私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法）

（原稿誤り）

三〇二	終りから一三	第四条第二項第四号	第四条の二第二項第四号

令和三年十二月六日国土交通省告示第千四百九十二号（砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件）

（原稿誤り）

六	一	終りから一二	二三三度一八分四七秒	二三五度一九分三二秒
〃	〃	〃二一	六二〇・二一七	六一四・〇七五
〃	〃	〃二〇	四〇分九秒	三九分五九秒
〃	〃	〃一八	三一分五八秒	三二分一五秒
〃	〃	〃一六	七五度〇分五秒	七四度五九分四五秒
〃	〃	〃一〇	七秒	一九秒
〃	〃	〃九	一〇・六七一	一〇・六七〇
〃	〃	〃八	三四秒	三七秒
〃	〃	〃七	一五・二六〇	一五・二六一
〃	二	九	三五秒	二一秒
〃	〃	一一	三七分六〇秒	三八分二八秒

令和四年五月二十日国土交通省告示第五百七十四号（砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件）

（原稿誤り）

三	二	終りから四	三分一一秒	一一分一二秒
〃	〃	〃	三五〇八・六六二	五〇八・七五一

令和七年三月二十七日（号外第六十六号）国土交通省告示第二百十六号（航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一八九ページ改正後欄表中

「（略）」は「（略）」の誤り。

同ページ改正前欄表中

「（略）」は「（略）」の誤り。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八	下	終りから四	「a.」を削る。	

令和七年九月十二日（号外特第二十四号）外務省告示第三百四十九号（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

本紙：令和7年10月8日より引用しております